

**東近江市五個荘中央公園等の指定管理者の指定につき議決を
求めることについて**

東近江市五個荘中央公園等の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市五個荘中央公園 東近江市五個荘北公園	滋賀県東近江市五個荘竜田町 6 2 7 番地 2 特定非営利活動法人 P. P. P. 滋賀	平成 3 0 年 4 月 1 日から 平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで
東近江市林中央公園 東近江市ささやき公園 東近江市湧水公園 東近江市法堂寺遺跡公園	滋賀県東近江市五個荘竜田町 6 2 7 番地 2 特定非営利活動法人 P. P. P. 滋賀	平成 3 0 年 4 月 1 日から 平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで
東近江市悠久の丘あかね 古墳公園	滋賀県東近江市桜川西町 2 8 1 番地 1 一般社団法人がもう夢工房	平成 3 0 年 4 月 1 日から 平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで
東近江市雪野山歴史公園 東近江市華岳山公園	滋賀県東近江市下羽田町 8 4 番地 5 平田地区まちづくり協議会	平成 3 0 年 4 月 1 日から 平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで
東近江市万葉の森船岡山	滋賀県東近江市池庄町 4 3 7 番地 1 公益社団法人東近江市シルバ ー人材センター	平成 3 0 年 4 月 1 日から 平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで